

せいかつ ほ ご そろだん かた 生活保護の相談にいらした方へ

◆ せいかつ ほ ご 生活保護とは

だれ びょうき しごと うしな た しゅうにゅう
誰でも、病気になったり、仕事を失ったり、その他いろいろなことで収入
すく
が少なくなったり、どんなに努力しても生活が苦しいときがあります。

そなたとき、あなたのご家庭（世帯）の生活を援助し、自立の助長を目的
とするのが生活保護の制度です。

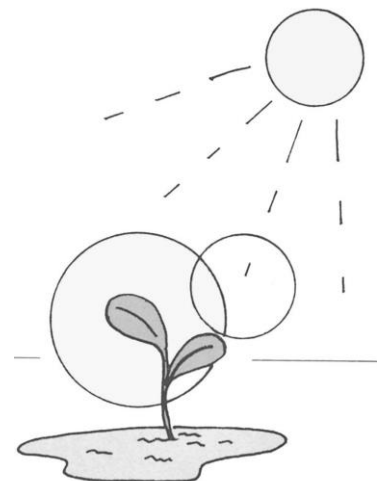
にほんこくけんぽう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ いとな けんり
日本国憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
ゆう さだ だれ せいかつ こま りゆう なん
を有する」と定めており、誰でも、生活に困ったときは、その理由が何であ
ろうと生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けること
ができるのです。

せいかつ ほ ご こま ほんにん しんせい かいし
生活保護は、困っているご本人などからの申請で開始します。

せいかつ ほ ご げんそく せいかつ せたい たんい てきよう
生活保護は原則として、生活をともにしている世帯を単位として適用しま
す。

せたい しゅうにゅう くに さだ せいかつ ひ きじゅん
世帯のすべての収入と、国が定めた「生活費の基準
さいていせいかつ ひ くら ほ ご ひつよう き
(最低生活費)」とを比べ、保護が必要かどうかが決ま
ります。


がいこくじん かた せいかつ ほ ごほう ほ ご たいしょうがい
なお、外国人の方は生活保護法による保護の対象外
となりますが、国の措置により、生活保護法にならない
ひつよう ほ ご おこな ばあい
必要な保護が行われる場合があります。



◆ 生活保護の種類としくみ

生活保護には、次のような種類の扶助があります。「生活費の基準（最低生活費）」

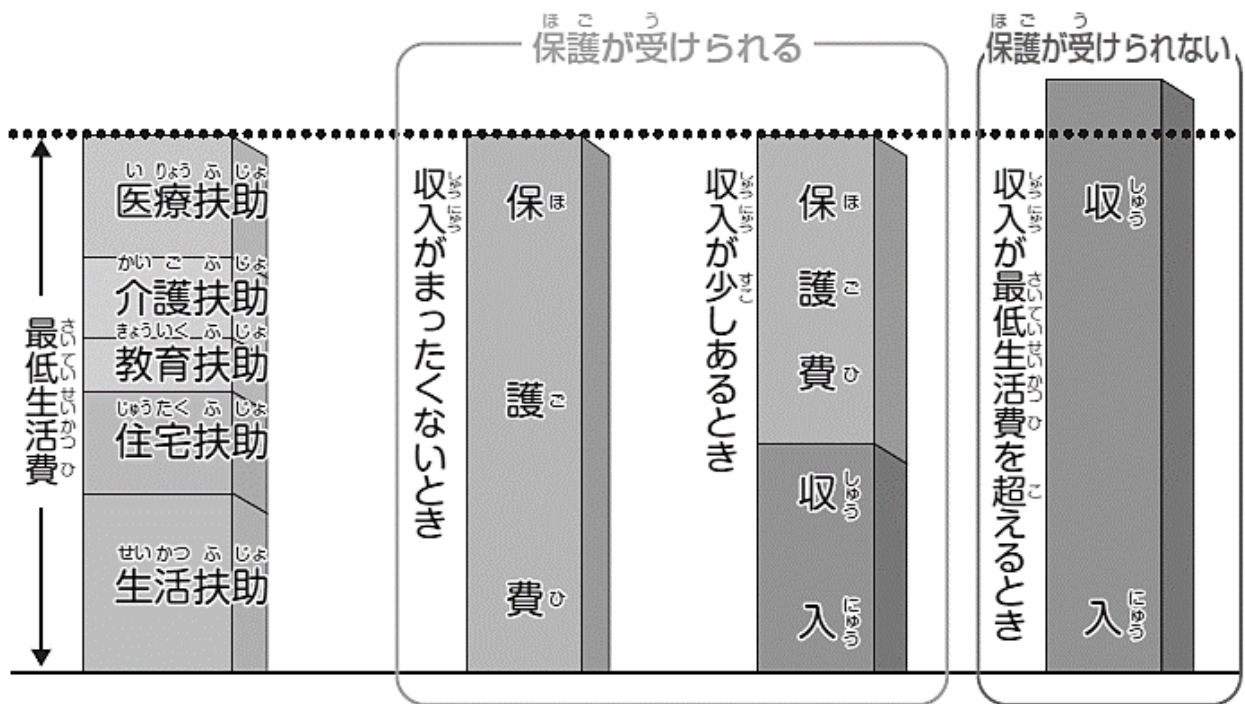
は、あなたのご家庭の生活に必要な扶助を組み合わせましたものです。

生活扶助	食費や衣類、光熱水費などの日常のくらしの費用	
住宅扶助	家賃、地代、借家の場合の更新手数料、火災保険料、保証料などの費用（一定の限度があります。）	
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用	
介護扶助	介護保険などの給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用など	
医療扶助	病院にかかるのに必要な費用（医療費、交通費など）、メガネなどの費用	
出産扶助	出産の費用	
生業扶助	就労に必要な技能を修得するための費用、高校などの就学に必要な費用	
葬祭扶助	葬式を執り行うための費用	

上記のほか、福祉事務所の指導で引っ越しするなどの特別な出費（支払い）が発生した場合には、毎月のあなたのご家庭の収入と保護費ではまかなえないときがあります。特別な場合の出費は、必要に応じて別に支給することがあります。

* メモ *

◆ 最低生活費と収入との比較



保護費

最低生活費に足りない分が保護費として支給されます。

1 最低生活費とは

国が定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費といいます。

最低生活費は、世帯の人数や年齢、入院・入所などの生活状況に応じ、必要とされる各種扶助により計算されます。そのため、世帯の状況が変わると、最低生活費も変わります。

2 収入とは

収入とは、給与・賞与（ボーナス）、退職金、年金、手当、仕送り、保険金、賠償金、借入金など世帯に入ったすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額を差し引く特別な取り扱いがあります。



◆ 生活保護を受けらるうえで守っていただくこと

- 1 働ける人は働いて、その収入を生活費にあててください。
- 2 利用していない土地・家屋、広すぎる土地・家屋などの資産は売却するなどして、得た収入を生活費にあててください。また、居住用の不動産を所有している高齢者の世帯で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付利用が可能な場合は、生活保護に優先して利用していただくことになります。
- 3 預金・貯金・貯蓄型の生命保険などがあれば、生活費にあててください。
- 4 年金・手当など、利用できる制度はすべて利用してください。

以下は保護に優先して行われます。

- 親・子・兄弟姉妹・前夫（子の父）・前妻（子の母）などから援助を受けられるときは、援助してもらってください。

【注意】暴力団員からの保護の申請は、原則として却下します。

◆ 福祉事務所のご案内

区役所保健福祉センターなど	住 所	電話番号（代表）
あおばふくしむじょほごだいいちかほごだいにか 青葉福祉事務所保護第一課・保護第二課	あおばくかみすぎ 青葉区上杉1-5-1 青葉区役所	022-225-7211
あおばふくしむじょみやぎかんだりか 青葉福祉事務所宮城管理課	あおばくしもあやしあざかんのどう 青葉区下愛子字観音堂5 宮城総合支所	022-392-2111
みやぎのふくしむじょほごか 宮城野福祉事務所保護課	みやぎのくごりん 宮城野区五輪2-12-35 宮城野区役所	022-291-2111
わかばやしふくしむじょほごか 若林福祉事務所保護課	わかばやしくほしゅんいんまえちよう 若林区保春院前丁3-1 若林区役所	022-282-1111
たいはくふくしむじょほごだいいちかほごだいにか 太白福祉事務所保護第一課・保護第二課	たいはくくながまちみなみ 太白区長町南3-1-15 太白区役所	022-247-1111
いすみふくしむじょほごか 泉福祉事務所保護課	いすみくいすみちゆうおう 泉区泉中央2-1-1 泉区役所	022-372-3111